

熊本県新事業支援調達制度

認定した商品等は、県が随意契約で調達できます

制度の概要

新商品等の生産によって、新たな事業分野の開拓を図るため、知事が認定した事業者の新商品等を県が競争入札によることなく随意契約によって、購入等できる制度です。

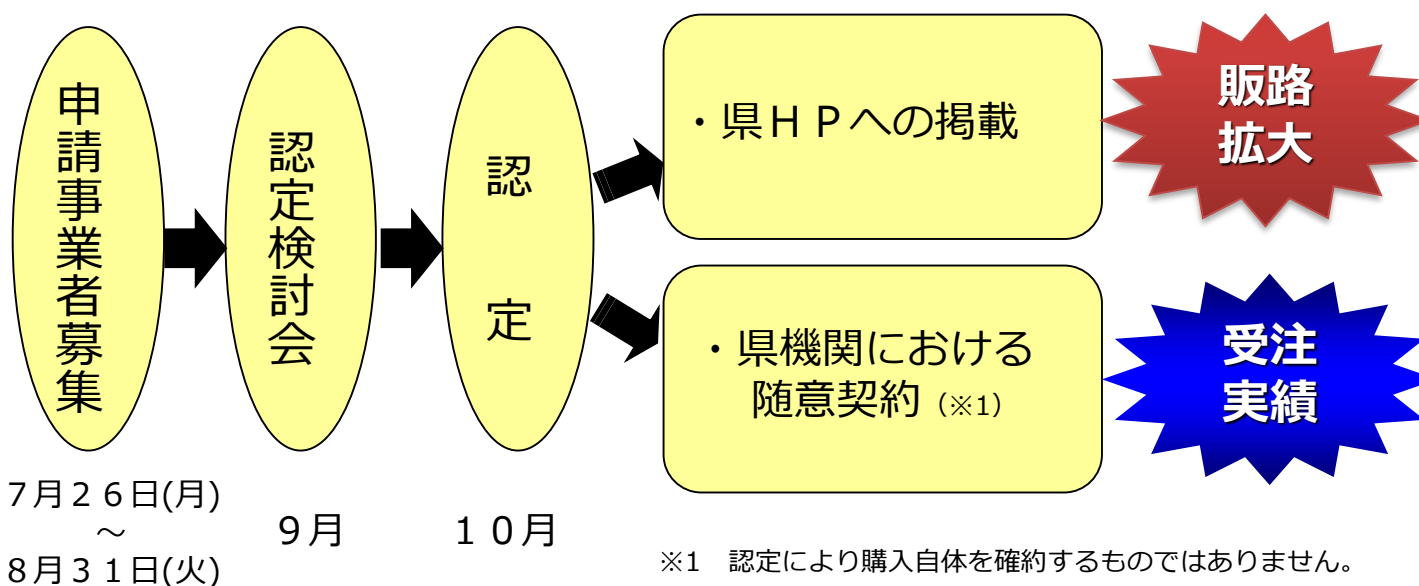
制度の目的

- ◆ 県内企業の発注機会の増大を目的としています。
- ◆ 県内企業が生産・提供する新商品等の販路開拓を支援し、新事業の創出や県内産業の振興を目的としています。

認定基準等

- ◆ **申請要件**（次のすべてに該当する必要があります）
 - ・ 県内に本社、本店を有する者又は新商品等に係る工場又は事業所を県内に有する者。
 - ・ 新商品等は、申請時点で販売開始から5年以内の物品又は役務。
- ◆ **主な認定基準**
 - ・ 新規性、先進性、独自性、社会的有用性が認められること。
 - ・ 県の機関で用途が見込まれること。
- ◆ **認定されたら・・・**
 - ・ 県の機関が認定商品等を購入等する場合、随意契約で調達することが可能。
 - ・ 県のホームページへの掲載等を行います。

スケジュール（令和3年度の予定）



問い合わせ先

県庁本館7階 商工労働部産業支援課企業振興班 担当：藤本
ダイヤルイン096-333-2319（内線5176）